

## 2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部

東京都災害対策本部が設置されると同時に、教育長は教育庁災害対策本部を開設する。

### (1) 教育庁災害対策本部

#### ア 教育庁災害対策本部の開設

- ① 教育庁災害対策本部の場所は、都庁第二本庁舎30階北側（総務部総務課）とする。
- ② 教育庁災害対策本部の開設準備及び開設に必要な事務は、総務部総務課が行う。

#### イ 本部の所掌事項

- ① 教育庁の職員態勢に関すること。
- ② 児童・生徒の救護、安全確保に関すること。
- ③ 被害状況に関すること。
- ④ 応急復旧対策に関すること。
- ⑤ その他災害対策に関すること。

#### ウ 本部長及び副本部長

- ① 教育長を教育庁災害対策本部本部長とし、次長を教育庁災害対策本部副本部長とする。
- ② 教育長は教育庁災害対策本部を総括し、次長はそれを補佐する。
- ③ 教育長が不在のときは、次長、総務部長の順位で職務を代理する。

#### エ 本部の構成

- ・ 教育長（本部長）
- ・ 次長（副本部長）
- ・ 教育庁の各部長
- ・ 総務部総務課長
- ・ 教育庁の各部長が指名する職員
- ・ 通信要員（あらかじめ指定された総務部所属の係長級職員）

#### オ 本部の運営

- ① 本部長は、イの所掌事項について審議する必要があるときは、本部会議を招集する。
- ② 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- ③ 会議の庶務は、総務課が行う。

### (2) 教育事務所・教育庁出張所・学校経営支援センター・所（以下「所」という。）及び都立学校の災害対策本部

#### ア 所及び都立学校の災害対策本部の開設

教育長は、教育庁災害対策本部の開設と同時に、所及び都立学校の長に「(所名を冠した) 災害対策本部」の開設を指示する。

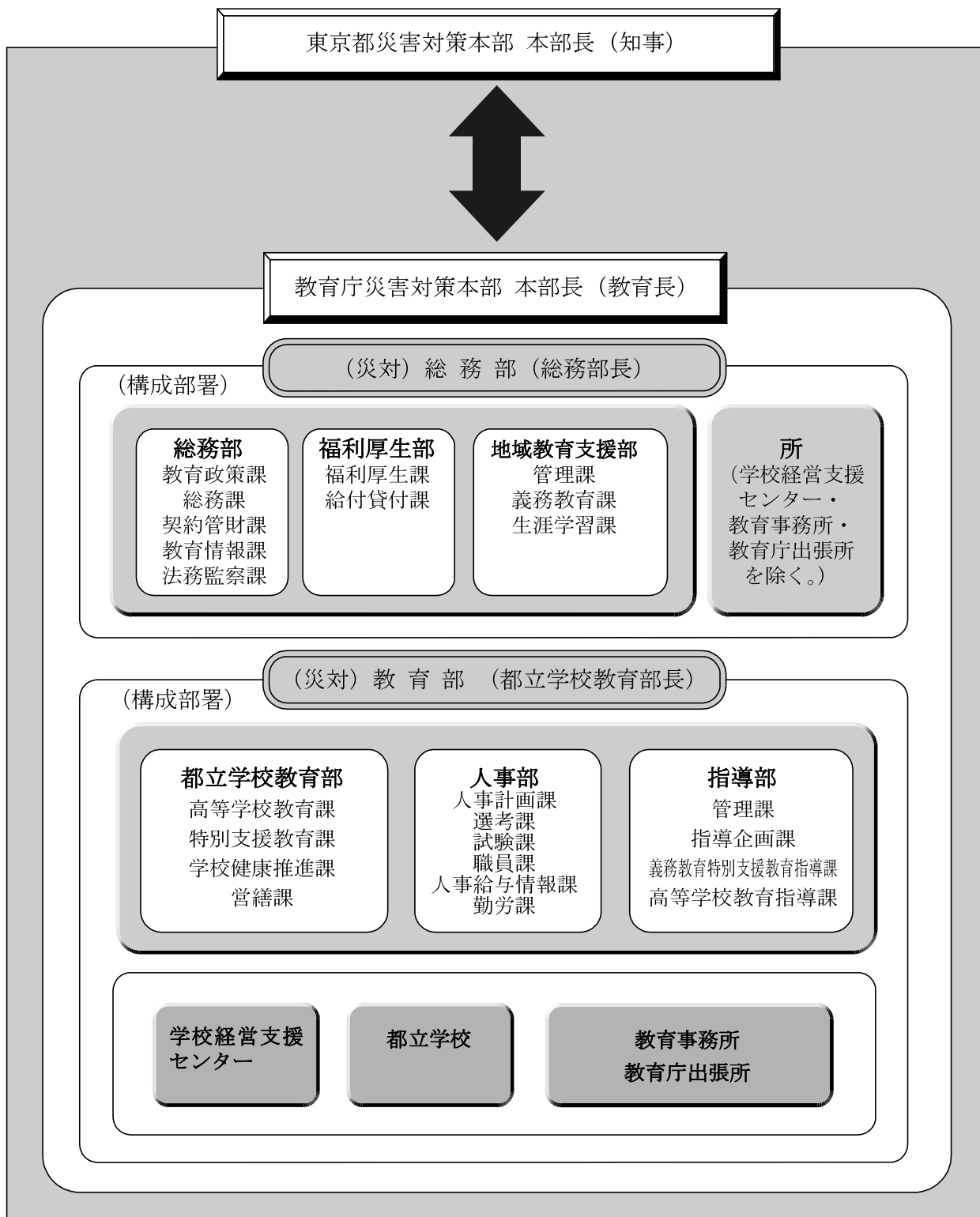
#### イ 組織

所長・都立学校の校長を「(所名又は校名を冠した) 災害対策本部長」とする。

所長・都立学校の校長が不在の場合は、所においてあらかじめ定められている職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が、同本部長の職務を代理する。

### 3 教育庁災害対策本部の構成

東京都災害対策本部が設置されたときの教育庁における各部・課、学校及び事業所等の構成は以下のようになる。



#### 4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

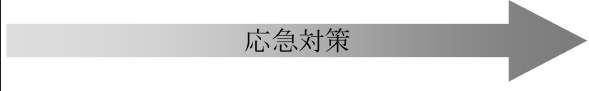

教育庁災害対策本部の分掌事務を円滑かつ迅速に遂行できるように、教育庁各部各課等が発災時どのような役割を担うのか、その概要を示した。

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降	
		応急対策	学校再開準備・学校再開	
総務部	教育政策課		授業の再開に向けての復興計画の策定	
	① 東京都教育委員との連絡調整	① 同 左		
	② 緊急の予算措置・会計	② 同 左		
	③ 総務課連絡体制の支援	③ 同 左		
	・文部科学省との連絡	・同 左		
	・都議会議員との連絡	・同 左		
	総務課	① 教育庁及び総務部の非常時対応総括	① 同 左	
	② 教育庁災害対策本部の運営	② 同 左		
	③ 所災害対策本部設置の指示	③ 同 左		
	④ 都立学校との災害時等緊急連絡システムを活用した連絡	④ 同 左		
	⑤ 都災害対策本部との連絡調整	⑤ 同 左		
	・都災害対策本部の指示授受及び情報収集	・同 左		
	・被災状況等の報告	・同 左		
	⑥ 各局との連絡	⑥ 同 左		
	・児童・生徒の救援・救護に係る要請等	・同 左		
	・ライフライン情報収集、確保要請等	・同 左		
	・緊急車両等の出動要請等	・同 左		
	⑦ 事務局職員の支援要員調整等	⑦ 同 左		
	⑧ 局内他の部課に属しない事項	⑧ 同 左		
		⑨ 局の文書及び予算事務		
		⑩ 物資の調達		
	教育情報課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。	① 同 左	
	② 広報及び広聴	② 同 左		
	・局内の連絡調整	・同 左		
	・情報の収集及び報道対応	・同 左		
	法務監察課	① 教育庁事業所に対する連絡及び調整 図書館・社会教育会館・研修センター・相談センターとの連絡調整・情報収集	① 同 左	
	契約管財課	① 物品購入、工事及びその他の契約	① 同 左	
② 非常時の教育財産の取得、管理及び処分に係る連絡調整	② 同 左			
③ 非常時の校地等の設定、変更、管理保全	③ 同 左			

部	課	発災後3日間	発災後4日以降
		応急対策	学校再開準備・学校再開
福利厚生部	福利厚生課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。 ② 福利厚生部の非常時対応総括 ③ 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	③ 職員の健康管理 教職員住宅の修繕等応急復旧対処
	給付貸付課	① 共済業務の確保（本部等関係機関との連絡調整、組合員資格確認業務、短期電算復旧業務） ② 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	① 同 左 ② 同 左

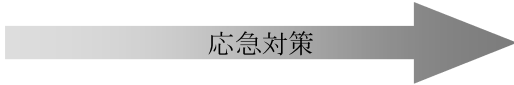

地域教育支援部	管理課	① 地域教育支援部の非常時対応総括	① 同 左
		② 社会教育関連機関との連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化局）	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置準備	④ 同 左
	義務教育課	① 児童・生徒の被災状況などの区市町村教育委員会との連絡及び被害情報把握（これに係る教育事務所、教育庁出張所等との連絡を含む。なお、他部の所管に係るものを除く。）	① 同 左
		② 国庫補助金に関する国との連絡調整	② 同 左
	生涯学習課	① 社会教育施設の被害状況等情報収集	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整	② 同 左
		③ 応急救援事項の検討及び措置準備	③ 同 左

都立学校教育部	高等学校教育課	① 都立学校教育部の非常時対応総括	① 同 左
		② 都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校及び学校経営支援センターとの連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校の生徒の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等措置状況の把握	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置の準備	④ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等
			⑤ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力
			⑥ 授業料等の減免、
	特別支援教育課	① 都立特別支援学校及び学校経営支援センターとの連絡・調整	① 同 左
		② 都立特別支援学校の児童・生徒の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等の措置状況の把握	② 同 左
		③ 都立特別支援学校に対する応急救援事項の検討及び措置の準備	③ 応急救援の措置 ・ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等 ・ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力 ・ 授業料等の減免、

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降
			
都立学校教育部	学校健康推進課	① 児童・生徒の心身の健康被害の状況把握	① 同 左
		② 救急医療の対応状況把握と支援要請	② 学校衛生環境の復旧・保持
			③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止
			④ 学校給食再開準備・運営指導
			⑤ 心のケア対処
	営繕課	① 施設設備の被害状況調査	① 同 左
② 応急危険度判定への対応		② 同 左	
③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整		③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧対処	

人事部	人事計画課	① 人事部の非常時対応総括	① 同 左
	選考課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	試験課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	職員課	① 学校勤務職員の安否確認（総務課業務を補完）	①②③ 同 左
		② 都立学校及び区市町村立学校教職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	
		③ 学校勤務職員の支援要員調整等	
人事給与情報課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左	
勤労課	① 災害対応の勤務時間及び時間外勤務従事の状況把握とサービスに関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等	

指導部	管理課	① 指導部の非常時対応総括	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化局）	② 教育相談センターの応急業務調整準備
			③ 学用品等の給与
	指導企画課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	義務教育特別支援教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	高等学校教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
		② 高校生の災害復旧活動や救命救急活動への参加・支援	② 同 左
		③ 心のケア指導の企画及び調整	

部	課	発災後3日間	発災後4日以降	
		 応急対策	 学校再開準備・学校再開	
教育事務所・教育庁出張所	教育事務所	① 市町村立小・中学校被災児童・生徒の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左	
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左	
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処	
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援	
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左	
		⑥ 広域ボランティア活動拠点開設の協力	⑥ 同 左	
			⑦ 教科書その他の学用品の給与	
	教育庁出張所	① 町村立小・中学校被災児童・生徒の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左	
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左	
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処	
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援	
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左	
⑥ 文化財保護施設の被害状況確認		⑥ 教科書その他の学用品の給与		
所	教職員研修センター、図書館、教育相談センター	① 施設利用者の安全指導及び応急救護	① 同 左	
		② 施設整備の安全点検、応急対処	② 同 左	
		③ 関係所及び教育庁所管部との連携	③ 同 左	
		④ 広域ボランティア活動拠点開設の協力	④ 同 左	
	学校経営支援センター	① 学校支援体制確保	① 同 左	
		② 災害情報収集、本庁各部との連絡調整	② 同 左	
		③ 被災児童・生徒の保護及び安全確保	③ 同 左	
		④ 都立学校職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	④ 同 左	
		⑤ 施設設備の安全点検	⑤ 施設設備応急復旧 応急教育実施場所の確保支援	
		⑥ 応急教育準備支援	⑥ 応急教育計画の作成と実施支援	
		⑦ 区市町村による避難所開設への協力支援災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	⑦ 同 左 ⑧ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処	
	学校	各都立学校	① 危機管理計画に基づく体制確保	① 同 左
			② 被災児童・生徒の保護及び安全確保（安否確認）	② 同 左
			③ 災害情報収集、教育庁本庁各部及び学校経営支援センターとの連携	③ 同 左
④ 施設設備の安全点検			④ 施設設備応急復旧	
⑤ 食料給与			⑤ 応急教育実施場所の確保	
⑥ 応急教育の準備			⑥ 応急教育計画の作成と実施	
⑦ 区市町村による避難所開設への協力			⑦ 避難所開設への協力	
⑧ 一時滞在施設の開設			⑧ 教科書その他の学用品の給与	
			⑨ 災害時帰宅支援ステーションの開設	

## 第2章 学校危機管理マニュアル

### 第1 目的、基本方針等

#### 1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）を中心に都民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、主として都立学校を対象に東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する基本方針を示し、共通事項を明らかにするものである。

#### 2 基本方針

- (1) 児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒や都民を守る。
- (2) 主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げた。はじめに、重点と考える震災対策を記述し、次にその他の危機事象について示すという構成としている。  
危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の記述等を柔軟に応用して全ての危機事象に対処するものとして位置付けている。
- (3) 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を深め、体制を強化するものとする。